

第 74 回 周防大島町農業委員会総会

- 1 開催日時 令和 4 年 1 月 14 日（金） 9 時 30 分から 10 時 20 分
- 2 開催場所 久賀公民館 2 階 大会議室

3 出席農業委員 （10 人）

- 1 番 川地 守
- 2 番 宮城 恵子
- 4 番 小柳 貴史
- 5 番 沖村 和哉
- 7 番 中原 賢
- 8 番 大谷 正樹
- 9 番 宮本 平
- 1 0 番 田中 豊文
- 1 2 番 袴田 光夫
- 1 4 番 廣岡 隆義（会長）

4 欠席農業委員 （4 人）

- 3 番 瀬川 一郎
- 6 番 星出 栄一
- 1 1 番 角井 雅之
- 1 3 番 安本 貞敏

5 出席要請農地利用最適化推進委員 （0 人）

6 欠席農地利用最適化推進委員 （0 人）

7 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

議 案 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議 案 第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

報告事項 1

農地現況証明願による現況証明について

そ の 他 諸連絡

8 農業委員会事務局職員

事務局長 行田 一生

書記 市川 貴志

書記 泉口 洗平

事務局長 定刻となりましたので、只今より第74回周防大島町農業委員会総会を開会いたします。皆様報道等でご存じのことと思いますが、新型コロナウイルスが本町でも感染拡大しております。今後とも予防、対策等をして、気を付けていただきたいと思います。よろしく願いいたします。また改めて、年が明けました。あけましておめでとうございます。本年もよろしく願いいたします。それでは最初に廣岡会長よりご挨拶をお願いいたします。

議長 皆様おはようございます。改めて、明けましておめでとうございます。本年もどうぞよろしく願いいたします。本日の附議事項は、議案6件、報告事項1件、その他諸連絡となっております。慎重審議のうえ、決定をいただくようお願い申し上げます。それでは、本日の出席者についてご報告いたします。在任する農業委員総数は14名、本日の出席委員10名、欠席委員4名、本日出席要請をした農地利用最適化推進委員は0名であります。よって、農業委員は過半数の出席ですので、周防大島町農業委員会会議規則第8条の規定により、総会は成立をしております。次に、議事録の署名人を指名いたします。本日の議事録署名人は、農業委員12番袴田委員と、1番川地委員によりお願いいたします。それでは、議事に入る前に事務局より議案書及び資料の訂正があります。

事務局 失礼いたします。日程2、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請、No.1につきまして、本案件は議案資料において、農地の一部を無断で転用しており、その部分に自己用住宅を建築するものとしておりますが、当該土地について精査した結果、昭和62年に部分転用の許可を受けていることが分かりました。そのため、事業の継承による転用申請となるため、本日お配りしております事業計画の変更についても併せてご審議いただきますようお願いいたします。次にNo.2について、議案説明資料28ページ、申請書内の工事の期間が許可後2カ月以内とありますが、正しくは2年以内となります。申請書の原本は訂正しております。訂正事項のご連絡は以上です。

議長 それでは議事に入ります。日程1、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、No.1、申請人、譲受人、周防大島町東三蒲●●●●、譲渡人、周防大島町小松開作●●●●、申請地、大字西屋代、字国木田、地番●●●●、地目田、現況田、面積1,646㎡、契約の内容につきましては贈与による所有権の移転です。経営面積は現在2,207㎡、取得後3,853㎡です。それでは、農地法第3条第2項各号の事項について説明します。議案説明資料は、1ページから4ページをご覧ください。本事案については、自身の体調の悪化により耕作が困難となった譲渡人の要望に対し、父の営農を引き継ぎ、水稻の耕作を始めた譲受人が応えよ

うとするものであります。まず、第1号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の保有状況や、労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後も農地を効率的に利用すると考えます。次に第2号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第3号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第4号の農作業常時従事要件ですが、本人の従事日数から見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第5号の下限面積要件ですが、本町の下限面積30aを超えて耕作するため問題はないと考えます。次に第6号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第7号の地域調和要件ですが、従来通り周辺農地と同様に水稻の栽培を行うため、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 引き続きまして、地区担当の1番川地委員から、その後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

1番 1番川地です。譲渡人の方の旦那さんが昨年亡くなられました。実はこの案件については、旦那さんのほうから生前私のほうへもらってくれないかという相談を受けておりました。また、誰か紹介してくれという相談があったので、2、3人の方に私も聞いたりして動いていました。そのうち今回の譲受人の方が土地を受けたいよという話を聞きましたので、そのままにしておりました。この案件で譲受人は親が利用権を設定して作っていた2,200㎡の利用権を昨年解除して新しく利用権を結びなおしたものと思います。実際は親の体調があまりよくないということで何年か前から田んぼの手伝いはされておりまして、この度新たに田を購入されたところについても、きちんとできるだろうと思っております。また、水利権についても掃除が1年に1回あります。その件についても認識しておりましたので耕作はできるものと思っております。以上です。

議長 ただいまの事務局及び担当委員の説明で、ご質問などはございませんか。

(質問等なし)

ご質問なども無いようですので採決をいたします。本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、本件を許可することに決定いたします。続い

て、No.2 について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、No.2、申請人、譲受人、東京都世田谷区●●●●、譲渡人、周防大島町小松●●●●、申請地、大字小松、字大道、地番●●●●、地目田、現況田、面積1,646㎡、他9筆ございます。合計面積は5,769㎡です。契約の内容につきましては贈与による所有権の移転です。経営面積は現在0㎡、取得後5,769㎡です。それでは、農地法第3条第2項各号の事項について説明します。議案説明資料は、5ページから12ページをご覧ください。本事案については、土地所有者とその相続人との間での生前贈与となります。土地所有者が死亡後に相続がなされた場合は農地法の許可が必要なく農地の権利を取得できますが、本事案につきましては生前贈与であるため、通常農地法第3条の許可が必要となります。まず、第1号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の保有状況や、労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後も農地を効率的に利用すると考えます。なお、一部の土地について、農地の管理を行っているところあり、作物の栽培を行っていない土地がありますが、「農地法関係事務に係る事務処理基準」第3の3の(2)にて、今後の耕作に向けて草刈り、耕起等、農地等を常に耕作し得る状態に保つ行為が行われていれば、農地法第32条第1項各号に掲げる農地、(いわゆる耕作放棄地)には該当せず、効率的に利用して耕作の事業を行っていることと認められることとするとあるため、問題はないと考えます。また、営農計画書について、申請地10筆の内記載間違いが2筆、記載のない土地が3筆ございます。これらの農地については現地確認及び申請人への聞き取りを行った結果、進入路がなく山林と化している●●●●番地を除き、すべて草刈り等管理をされており、農地取得後も管理を続ける意向であることを確認しております。次に第2号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第3号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第4号の農作業常時従事要件ですが、本人の従事日数から見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。譲受人の住所が東京となっておりますが、実際の生活は大島で譲渡人と同居しており、東京へは行政手続きや免許の更新など必要最低限の日数しか戻られないことを申し添えます。次に第5号の下限面積要件ですが、本町の下限面積30aを超えて耕作するため問題はないと考えます。次に第6号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第7号の地域調和要件ですが、すでに植え付けてある柑橘栽培及び季節の野菜を栽培、作物の栽培を行わない土地についても適切な管理を行う計画であるため、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に影響は生じないと考えます。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

- 議長 引き続きまして、地区担当の1番川地委員から、その後の補足説明などがありましたらお願いいたします。
- 1番 先ほど説明があったように現地の確認をさせていただきました。すべてのところが草刈り等の保全管理等もされております。ミカンの収穫もされておりました。中には畑にはカキとかクリ、それからサンシュと言うのですか、生け花に使う花きですね。それぞれ植えてあり管理はされているとおもいます。先ほど説明がありましたように●●●●番地については火葬場の下のほうにあるわけですが、どこから入って良いのか全然わからなくて、グーグルマップで見ても、もともとミカン畑であったような感じはするのですが、入る道がないので、ここは現場の確認はしておりません。引き継いですでにもう綺麗にされておりますので、譲渡については問題がないように思います。以上です。
- 議長 ただいまの事務局及び担当委員の説明で、ご質問などはございませんか。
- 4番 東京に住所があるとのことですが、夫、娘さんとの3人で対応すると営農計画書にありますか、こちらの方も同居されているのでしょうか。
- 事務局 ご主人さんと娘さんは東京にいらっしゃいます。大島へ来られた際に一緒に作業していただくという計画となっております。
- 議長 他に質問はございませんか。ご質問なども無いようですので採決をいたします。本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
- (挙手全員)
- 挙手全員であります。よって、本件を許可することに決定いたします。続いて、No.3について、事務局より説明をお願いいたします。
- 事務局 はい、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、No.3、申請人、譲受人、周防大島町西屋代●●●●、譲渡人、広島県広島市●●●●、申請地、大字小松、字国木田、地番●●●●、地目田、現況田、面積1,151㎡、他1筆ございます。合計面積は2,436㎡、契約の内容につきましては売買による所有権の移転、経営面積は現在36,642㎡、取得後36,642㎡です。それでは、農地法第3条第2項各号の事項について説明します。議案説明資料は、13ページから17ページをご覧ください。本事案については、自身が遠隔地に居住し耕作が困難であるため譲渡したいと考えていた譲渡人の要望に対し、当該農地を利用権の設定により借り受け、耕作している譲受人が応えようとするものであります。まず、第1号の全部効率利用要件については、

営農計画書の農機具の保有状況や、労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後も農地を効率的に利用すると考えます。次に第2号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第3号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第4号の農作業常時従事要件ですが、本人の従事日数から見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第5号の下限面積要件ですが、本町の下限面積 30a を超えて耕作するため問題はないと考えます。次に第6号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第7号の地域調和要件ですが、従来通り周辺農地と同様に水稻の栽培を行うため、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上のことから農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。説明は以上です。

議長 引き続きまして、地区担当の1番川地委員から、その後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

1番 元々利用権を結んでいるところで、この12月でどうするかという話になったそうです。その時に譲渡人のほうは何とか処分をしたいという意向であったようです。この田んぼ以外にも他にも3、4か所あるみたいですが、そこも一緒に買ってこれという話を受けたみたいです。しかし、ここの田んぼだけということになって、現在の契約になったみたいです。譲受人は田んぼを作る面積のほうもだいぶやっておられますので、引き続き耕作はできるものと思っております。以上です。

議長 ただいまの事務局及び担当委員の説明で、ご質問などはございませんか。

(質問等なし)

ご質問なども無いようですので採決をいたします。本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、本件を許可することに決定いたします。続いて、No.4について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、No.4、申請人、譲受人、周防大島町家房●●●●、譲渡人、山口県岩国市●●●●、申請地、大字家房、字西脇、地番●●●●、地目畑、現況畑、面積1,372㎡、他3筆。合計面積4,531㎡です。契約の内容につきましては売買による所有

権の移転です。経営面積は現在 4,740 m²、取得後 9,271 m²です。それでは、農地法第 3 条第 2 項各号の事項について説明します。議案説明資料は、18 ページから 21 ページをご覧ください。本事案については、高齢のため農地の維持管理が難しく、譲渡したいと考えていた譲渡人の要望に対し、営農を拡大したいと考えていた譲受人が応えようとするものであります。まず、第 1 号の全部効率利用要件については、営農計画書の農機具の保有状況や、労力の確保方法、作目及び利用計画からみて、権利取得後も農地を効率的に利用すると考えます。次に第 2 号の農地所有適格法人以外の法人が権利を取得する規定については、今回は個人ですので該当しません。次に第 3 号の信託の引受けによる権利取得についても該当しません。次に第 4 号の農作業常時従事要件ですが、本人の従事日数から見て、耕作に必要な日数について従事すると判断されます。次に第 5 号の下限面積要件ですが、本町の下限面積 30a を超えて耕作するため問題はないと考えます。次に第 6 号の転貸禁止要件についても該当しません。次に第 7 号の地域調和要件ですが、周辺農地と同様に柑橘の栽培を行うため、周辺農地の効率的かつ、総合的な農業利用に支障は生じないと考えます。以上のことから農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可要件は満たしていると考えます。続いて、担当委員の瀬川委員が本日急遽ご欠席ですが、本事案についてのご意見を伺っておりますので、事務局のほうからご説明させていただきます。譲受人の方は利用権の設定はされておりましたが、この農地で作っておられました。今までも綺麗に作られていたので、これからもお願いしたい。とのことでした。説明は以上です。

議長

ただいまの事務局の説明で、ご質問などはございませんか。

(質問等なし)

ご質問なども無いようですので採決をいたします。本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、本件を許可することに決定いたします。

続いて、日程 2、議案第 2 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

はい、議案第 2 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、No. 1、申請人、譲受人、山口県玖珂郡和木町●●●●、譲渡人、山口県熊毛郡田布施町●●●●、申請地、大字西屋代、字保慶、地番●●●●、地目田、現況畑、面積 479 m²、契約の内容につきましては売買による所有権の移転となります。

事業計画、用途等につきましては自己用住宅の建築。その他参考としまして、第2種その他農地となります。続いて許可基準について説明します。資料は、22 ページから 27 ページをご覧ください。まず、立地基準についてご説明します。農地の区分は、役場大島総合支所から東に 549m の位置にあり、過去に公共投資の対象となっていない小集団の第2種農地に該当します。次に、一般基準についてご説明します。まず、転用の目的との適合性についてですが、譲受人は、町外に在住する個人です。子供が大きくなり現在の住宅が手狭になったため、自身の出身地である大島町内で住宅用の土地を探していたところ、譲渡人が応じるものであります。また、本事案は昭和 62 年に農地転用の許可を受けた土地ではありますが、許可後に事業が実施されなかったためこの度改めて事業の継承により農業委員会の許可を得て転用を行おうとするものであります。次に事業実施主体の資力及び信用についてですが、住宅ローンの審査結果の写しが添付されており、事業実施に必要な予算を確保していると考えます。次に転用の妨げとなる権利を有する者の同意についてですが、申請地は利用権などの権利設定は無く、該当がありません。次に遅滞なく、転用目的に供することの確実性についてですが、許可後 2 年以内に完了の予定であり確実であると考えます。次に行政庁の許可、認可等の処分の見込み、協議の状況等についてですが、昭和 62 年 10 月 19 日付で当該申請地が転用許可を受けた事業の計画変更承認申請を山口県知事に提出していることを確認しております。なお、許可についてはその申請が承認後に許可といたします。次に一体利用地の確保の見込みについてですが、事業の実施にあたり、申請地以外に非農地を利用する計画は無いため該当がありません。次に計画面積の妥当性についてですが、個人用住宅の場合の基準となる敷地面積が概ね 500 m²以内となっております。また、建ぺい率は 39.07% のため、必要かつ妥当な転用面積であると考えます。次に周辺農地等の営農条件への支障についてですが、被害防除計画書から判断し、日照、通風、排水等、周辺農地の営農条件への支障については発生しないものと考えます。説明は以上です。

議長 引き続きまして、地区担当の 1 番川地委員から、その後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

1 番 24 ページの図を見ていただくといいのですが、周辺同様●●●●番地は田んぼです。航空写真では一部白くなっておりませんが、説明があったように、昭和 62 年に石を置いて盛土をして宅地状態にすでになっております。この何年間はずっと草が生えて荒廢地の様になってはいたのですが、宅地としてはいい場所ではないかと思っております。親が面している道の近くにいらっしやいますので、その点でもいいのではないかと思います。特段気にかかるところはありませんでした。以上です。

議長 ただいまの事務局及び担当委員の説明で、ご質問などはございませんか。

10 番 手続き的なことの確認なのですが、昭和 62 年に許可をされてその変更ということで、これは 62 年の時点では県の許可だったから県知事の承認になるものだと思いますが、そういうことで良いのか。それと、その 62 年に許可を受けて事情があつて利用が見込めなかったというか、この農地転用の許可が実行できなかったということで、その時点で何らかの手続きの必要がなかったのかどうかについてがもう一点。それから先ほど説明で許可については県の計画変更の承認後となるということですが、ということは今日のこの権利移動の許可申請についての採決はその承認後ということになるのかどうか、その辺をちょっと教えてください。

事務局 ただ今の田中委員さんのご質問、3 点あつたかと思ひます。まず 1 点目の変更申請を求める許可権者、申請先については、当時の許可権者である県知事となります。2 点目の、農地転用許可後に事業が実施されなかったことについて何か手立てがなかったのかということについてですが、当時の許可権者は県知事になるため、県のほうにも事業の進捗状況の報告と、事業完了の報告について追跡調査を行っているか確認しました。県からの回答は、直接申請人の方へ確認することはなく、地元農業委員会から申請人に対し確認していただくとの回答でした。そして、当時の農業委員会がどういった調査をしていたかということについてはわかりかねるところです。3 点目のご質問の審査をどのタイミングで行うかということについてですが、本申請の審査につきましては、本日の農業委員会総会にて行っていただければと思ひます。その後に農業委員会から町に対して進達を行いまして、町長から許可を申請人に対して行うこととなりますが、その町の許可は県の事業計画の変更の承認が得られてから出すという流れになります。

10 番 最初の質問の話ですが、現在は町の農業委員会がその後の管理と申しますか、進捗状況の報告などを受けて管理をします。それは町の農業委員会が許可したものについてということで、以前県が許可したものについてはちょっとどうなっているかわからないというようなご答弁だったかと思ひますが、県が許可したものが、現状そのままになっていると、事業が実施されていないというものがある可能性があると思ひます。そこをどうするかということなんです。県が許可したものを要するに町に引き継ぎがされていないということなので、その部分が空白と申しますか、きちっと管理できないのでは問題ではないのかなと。町が許可した分だけはもう、もちろん今は管理していると進捗状況等をきちんと管理していると。必要な手続きがあれば必要な手続きをしてもらおう。けど、県の管理の部分については何もしていないというのではちょっと片手落ちになるんじゃないかと思ひます。この件というか、その辺の制度的なものを今後どうしていくのかちょっとそこだけご意向なり方針なりご説明いただければと思ひます。

- 事務局 過去の転用案件のその後の追跡調査についてですけれども、どのような案件があるかというのは、町の農家台帳のシステムから、ある程度把握と、出せるものについては出してみようと思います。現地調査については、まずは現地を確認して、そして必要な指導を行いたいと思いますし、適切に管理されていないとなれば、農業委員さんにもご足労いただいて、適切な農地の管理もしくは事業の継承とかですね、なるべく許可された内容が管理されるように指導していきたいと思います。以上です。
- 2番 ちょっとお尋ねしますが面積が当初は500㎡で、変更後は479㎡になっています。この21㎡の違いはどのように扱われていますか。
- 事務局 こちらにつきましては、昭和62年の当初の申請地はご家族の間での賃借契約ということです。資料の25ページの地積測量図において、この度は農地の右上のほうが少し残った形で分筆されています。昭和62年の申請ではこちらも含まれていたため500㎡となっております。この中途半端に残っている土地には水路が通っておりまして、道から奥の畑に水路がつながっているために、この宅地と併せて所有者が別になると水路の関係があるため、そこを残した形で分筆をおこなったため、面積の差が生じております。
- 2番 水路はどなたが管理されるようになるのですか。
- 事務局 隣の田の分筆前の土地所有者です。
- 1番 今利用権を設定している土地です。●●●●さんが作られていて、田んぼの水の取り入れ口がこれ。
- 2番 わかりました、すいません続きでですが、これは個人と個人なのでいいのですが、うちのほうで意見というか、農地をすごくたくさん買って、そこに家を何軒も建てて1軒ずつ販売していくのですが、結構残しているところがあって、管理が行き届いていないために困っている案件が少し前からありまして、事務局にもお世話になったのですが、そういうところもあるので、やっぱりこのようになった時には最後まで2年間は農業委員としてみていきますが、以前のやつが出てきたときには今、田中委員が言われたように県まで進達してその後は県が見るのではなく、私たちのほうが農地パトロールもやっけていて一番よく知っているの、農業委員のほうでこういうのは見ていかないといけないかなと思っています。
- 議長 今のご意見については検討案件ということで納めてよろしいですか。
- 事務局 ご意見、ご指摘ありがとうございます。転用後の対応につきましてもそこで

終わりというわけではなく、やはり完了までが農業委員会の仕事だと思っておりますので、そのあたりも皆様に現地確認や利用状況調査でのチェック項目ということで、確認をお願いできたらなと思います。事務局からも情報提供には努めてまいりたいと思います。よろしくお願ひいたします。

議長

ほかにご質問などはございませんか。

(質問等なし)

ご質問なども無いようですので採決をいたします。本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、本件を許可することに決定いたします。続いて、No.2について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

はい、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、No.2、申請人、譲受人、周防大島町東安下庄●●●●、譲渡人、周防大島町東安下庄●●●●、申請地、大字東安下庄、字広池、地番●●●●、地目田、現況田、面積380㎡、契約の内容は売買による所有権の移転、事業計画用途等については自己用住宅、その他参考として、第2種その他の農地、事業継承での申請のため過去の転用の許可権者である山口県知事に対し事業計画変更承認申請中です。続いて許可基準について説明します。資料は、28ページから33ページをご覧ください。まず、立地基準についてご説明します。農地の区分は、役場橋総合支所から東に約1.4kmの位置にあり、過去に公共投資の対象となっていない小集団の第2種その他農地に該当します。次に、一般基準についてご説明します。まず、転用の目的との適合性についてですが、譲受人は、町内に在住する個人です。現在借家住まいですが、住宅を建築することを希望しており土地を探していたところ、譲渡人が応じたものになります。また、本事案は平成9年に農地転用の許可を受けた土地ではありますが、許可後に事業が実施されなかったためこの度改めて事業の継承により農業委員会の許可を得て転用を行おうとするものであります。次に事業実施主体の資力及び信用についてですが、預金通帳の写しが添付されており、事業実施に必要な予算を確保していると考えます。次に転用の妨げとなる権利を有する者の同意についてですが、申請地は利用権などの権利設定は無く、該当がありません。次に遅滞なく、転用目的に供することの確実性についてですが、許可後2年以内に完了の予定であり確実であると考えます。次に行政庁の許可、認可等の処分の見込み、協議の状況等についてですが、平成9年10月29日付で当該申請地が転用許可を受けた事業の計画変更承認申請を山口県知事

に提出していることを確認しております。なお、許可についてはその申請が承認後に許可といたします。次に一体利用地の確保の見込みについてですが、事業の実施にあたり、申請地以外に非農地を利用する計画は無いため該当がありません。次に計画面積の妥当性についてですが、個人用住宅の場合の基準となる敷地面積が概ね 500 m²以内となっております。また、建ぺい率は 23.31%のため、必要かつ妥当な転用面積であると考えます。次に周辺農地等の営農条件への支障についてですが、被害防除計画書から判断し、日照、通風、排水等、周辺農地の営農条件への支障については発生しないものと考えます。説明は以上です。

議長 引き続きまして、地区担当の 10 番田中委員から、その後の補足説明などがありましたらお願いいたします。

10 番 7日に推進委員さんと現地を確認を行いました。現地は雑草が生えて整備というか準備ができています。測量もされ境界杭も打たれておりますので、今回はきちんと計画通り着手、実施されることが見込まれます。建築業者の方も現地で調査等も入られておりますので、その辺は大丈夫と判断しております。以上です。

議長 ただいまの事務局及び担当委員の説明で、ご質問などはございませんか。

(質問等なし)

ご質問なども無いようですので採決をいたします。本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、本件を許可することに決定いたします。

続いて、日程 3、報告事項 1、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知（賃借の合意解約）について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 はい、報告事項 1、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知（賃借の合意解約）についてご報告いたします。資料は 34 ページをご覧ください。No. 1、申請人、貸付人、福井県福井市●●●●、借受人、周防大島町西安下庄●●●●●、申請地、大字西安下庄、字長尾西、地番●●●●●、地目畑、面積 326 m²、他一筆、合計面積は 782 m²です。契約内容につきまして、農業経営基盤強化促進法による利用権の設定で、期間は平成 16 年 4 月 1 日から令和 8 年 12 月 24 日までの賃貸借権となります。備考としまして合意による解約となりま

す。報告は以上です。

議長 ただいまの事務局の報告に、ご質問などはありませんか。

(質問等なし)

特にご質問などが無いようでしたら皆様のご了承をお願いいたします。続いて、諸連絡について、事務局よりお願いします。

事務局 次回総会開催日は令和4年2月15日火曜日。議案送付予定は令和4年2月4日金曜日までを予定しております。

議長 では、以上をもちまして第74回周防大島町農業委員会総会を閉会いたします。長時間の審議、ご苦勞様でした。

上記は、令和4年1月14日開催の第74回周防大島町農業委員会総会の議事録である。

令和4年2月15日

周防大島町農業委員会会長_____印

上記の議事録は、正当と認め署名いたします。

議事録署名人

周防大島町農業委員_____印

周防大島町農業委員_____印